

## 第 1 編 総 則

(この規則の目的)

**第 1 条** この規則は、えちごトキめき鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送及びこれに附帯する入場券の発売（以下これらを「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

**第 2 条** 当社線に係る旅客の運送等については、別に当社が定める場合を除いて、この規則を適用する。

(用語の意義)

**第 3 条** この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいう。
- (2) 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいう。
- (3) 「旅客鉄道会社線」とは、当社と連絡運輸の取扱いを行う旅客鉄道会社の経営する鉄道線をいう。
- (4) 「連絡会社」とは、当社と連絡運輸の取扱いを行う旅客鉄道会社以外の運輸機関をいう。
- (5) 「連絡会社線」とは、当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社の経営する鉄道線をいう。
- (6) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。
- (7) 「駅員無配置駅」とは、駅のうち、駅員を配置していない箇所をいう。（営業時間により駅員が無配置となる駅及び臨時に駅員を配置する駅を含む。）
- (8) 「列車」とは、旅客運送を行う列車をいう。
- (9) 「乗車券類」とは、乗車券及び特別急行券をいう。
- (10) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。ただし、駅員無配置駅から旅客が乗車する場合は、その乗車することをいう。

(消費税等課税の運賃・料金及び消費税免税の運賃・料金)

**第 4 条** この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和63年法律第108号）の定めによる消費税相当額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる地方消費税相当額を含んだ額とする。

- 2 消費税が免除される場合の運賃・料金は、前項に規定する額に110分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とする。

(運賃・料金前払の原則)

**第 5 条** 旅客の運送等の契約の申込を行おうとする場合、旅客等は、現金をもって、所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払とすることができるほか、小切手、定額小為替証書、普通為替証書又は郵便振替払出証書によっても支払うことができる。

(契約の成立時期及び適用規定)

**第 6 条** 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約が成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限又は停止)

**第 7 条** 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券類及び入場券等の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込の列車の制限

2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

**第 8 条** 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間着又は通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 前項ただし書きの規定は、特別急行券について、これを準用する。ただし、不通区間通過となる場合でその前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じた時に限る。

3 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において他の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

## 旅客営業規則

(営業キロの端数計算方法)

**第 9 条** 営業キロを用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方法)

**第 10 条** 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類等に対する証明)

**第 11 条** 当社において、乗車券類等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等の提示又は提出する書類)

**第 12 条** 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に提示又は提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。この場合、発行日付等にあつては、元号で表示されているものであっても西暦で記載することができる。

- 2 旅客等は、前項の規定（後段に規定する場合を除く。）による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。
- 3 旅客等から提出を受けた書類及び書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。ただし、当社が別に明示した場合を除く。